

泉佐野市 報道提供資料

タイトル	原油価格高騰対策事業者支援金について										
内容	<p>泉佐野市では、新型コロナウイルス感染症等に起因する急激な原油価格高騰の影響を受ける市内の事業者に対して、市独自の原油価格高騰対策事業者支援金を給付し、経営の再建及び事業の継続に向けた取組みを支援します。</p> <p>1 受付期間 令和5年1月23日（月）～3月20日（月）</p> <p>2 要件等 次の①～③までの要件のすべてを満たす中小法人等（※）又は個人事業主 ①急激な原油価格高騰の影響を受けていること ②泉佐野市内に事務所、事業所を有していること ③申請時点において引き続き3か月以上現在の事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業の継続に向けて取り組む意思があること （※）資本金・出資金10億円未満または常時使用する従業員数2,000人以下</p> <p>3 給付対象車両 令和5年1月1日現在で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市内で登録されている自動車で、現に給付対象者が自らの事業のために使用している車両</p> <p>4 支援金の額 給付対象車両の台数に下表の区分に応じた金額を乗じて得た額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="389 1234 1390 1498"> <thead> <tr> <th>給付対象車両の種類</th> <th>1台あたりの給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>道路交通法で定める普通自動車</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>道路交通法で定める中型自動車、準中型自動車</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>道路交通法で定める大型自動車、大型特殊自動車</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 申請に関する問合せ先 泉佐野市事業者支援金コールセンター 電話：072-468-8425 [受付時間] 平日 午前9時～午後5時 ※コールセンターの開設は、1月23日（月）からです。</p> <p>※詳しくは泉佐野市のホームページをご覧ください。</p>	給付対象車両の種類	1台あたりの給付額	軽自動車	10,000円	道路交通法で定める普通自動車	20,000円	道路交通法で定める中型自動車、準中型自動車	30,000円	道路交通法で定める大型自動車、大型特殊自動車	50,000円
給付対象車両の種類	1台あたりの給付額										
軽自動車	10,000円										
道路交通法で定める普通自動車	20,000円										
道路交通法で定める中型自動車、準中型自動車	30,000円										
道路交通法で定める大型自動車、大型特殊自動車	50,000円										
問合せ先	<p>生活産業部 まちの活性課 (TEL:072-469-3131) 担当者名 林、戎谷</p>										

泉佐野市原油価格高騰対策 事業者支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症等に起因する急激な原油価格高騰の影響を受ける市内の事業者の経営再建及び事業継続に向けた取組みを支援するため、支援金を給付します。

対象者

市内に事務所、事業所を有する中小法人等(※)又は個人事業主であって、事業の継続に向けて取り組む者

(※)資本金・出資金10億円未満または常時使用する従業員数2,000人以下

対象車両

令和5年1月1日現在で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市内で登録されている自動車で、現に給付対象者が自らの事業のために使用している車両

自動車検査証の記載事項	対象要件
登録年月日／交付年月日	令和5年1月1日以前
使用者の氏名又は名称、住所	申請者と同一の法人又は個人
使用の本拠の位置	泉佐野市内の住所地
有効期間の満了する日	給付申請書を提出する日以降

ただし、二輪自動車、小型特殊自動車、販売用自動車、レンタカー（カーシェア）、被牽引車等は対象外

支援金の額

給付対象車両の台数に下表の区分に応じた金額を乗じて得た額の合計額

給付対象車両の種類	1台あたりの給付額
道路交通法で定める【大型自動車】	50,000円
道路交通法で定める【大型特殊自動車】	50,000円
道路交通法で定める【中型自動車】【準中型自動車】	30,000円
道路交通法で定める【普通自動車】	20,000円
【軽自動車】	10,000円

申請期限：令和5年3月20日（月）まで

- ・新型コロナウイルス感染症予防のために、窓口受付は行っていません。郵送申請にご協力ください。
- ・郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。（郵送料は申請者の負担となります。）

<お問合せ>

泉佐野市事業者支援金コールセンター

電話番号：072-468-8425 [受付時間] 平日 午前9時～午後5時



泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金提出書類確認リスト

No.	申請に必要な書類	チェック欄
①	給付申請書兼請求書（様式第1号）★	<input type="checkbox"/>
②	明細書（様式第1号別紙）★	<input type="checkbox"/>
③	誓約書兼同意書（様式第2号）★	<input type="checkbox"/>
④	<p>事業者の情報が確認できる書類</p> <p>【中小法人の場合】</p> <p>■登記事項証明書の写し（発行から6か月以内のもの）</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>■本人確認書類の写し</p> <p>運転免許証、パスポート（顔写真掲載ページ及び所持人記入欄）、各種健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）のいずれかの写し</p> <p>■直近（令和3年分又は令和4年分）の確定申告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（第1表・第2表）の写し ・所得税青色申告決算書又は白色収支内訳書の写し（いずれも一式添付してください。） <p>※收受日付印が押印されていること（e-Taxにより申告した場合はこれに相当するものを提出してください。）</p>	<input type="checkbox"/>
⑤	対象となる車両（すべて）の車検証の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>給付金の振込先口座がわかる書類</p> <p>通帳（表面及び1・2ページ目）の写し等</p> <p>「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの</p>	<input type="checkbox"/>

- ・申請内容に応じて、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ・★印の書類は市の公式ホームページからダウンロードが可能です。また、市役所1階総合案内にも書類を置いております。

【書類送付先】

〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1

りんくうタウン駅ビル西棟2階

泉佐野市事業者支援金事務局 宛

給付要件、申請書様式、申込方法など、詳しくは市のホームページをご確認ください ⇨

